

重要

平成 30 年 5 月 31 日

荇田コミュニティハウス指定管理者公募に関する変更点のお知らせ

公募要項、仕様書、特記仕様書及び提案書類の様式に関し、下記の 3 点について修正と追記があります。

なお、平成 30 年 5 月 29 日時点の情報になりますのでご注意ください。

1 荇田コミュニティハウスの開館時期について

入札の不調に伴う工事着工の遅れにより、施設の完成時期が未定の状態のため、開館が遅れます。当初、平成 31 年 3 月予定としていましたが、少なくとも平成 31 年 4 月末以降となります。

※ 今後、状況が明らかになった時点で最新の状況をお知らせします。

2 指定管理者応募に関しての提案書類上の指定期間について

上記のとおり、荇田コミュニティハウスの開館時期が未定のため、指定期間も現時点で未定ですが、提案書類作成の際は、想定の間指定期間を 平成 31 年 5 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日としてください。

3 指定管理料の上限額について

指定管理料の上限額は、年間 16,852,000 円となります。

ただし、上記のとおり平成 31 年度に関しては、提案書類上、5 月 1 日からの指定開始としていただくため、平成 31 年度の指定管理料の上限額は 15,448,000 円となります。

※この件に関する質問も、他に関する質問と同様、質問書で受け付けます。
(質問書の受付は 6 月 4 日までです。)